

## 協 議 書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) が、高岡市\_\_\_\_\_地内において行おうとする開発行為について、都市計画法 (以下「法」という) 第 32 条の規定に基づき、高岡市長 角田 悠紀 (以下「甲」という) と次のとおり協議する。

- 1 法第 40 条の規定により開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置された下表に記載する施設 (以下「公共施設」という) は、甲に帰属するものとする。  
なお、下水道施設について処理区域外の場合は、維持管理協定を締結するものとする。

公共施設の種類	道路	公園	下水道	
施設の帰属	甲	甲	甲	
施設の管理	甲	甲	甲	

- 2 乙は、公共施設の工事を完了したときは、実施設計図書 (各担当課の指示書類及び施工時の各現場写真を含む) を添えて、甲に届けると共に、その検査を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による検査の結果、公共施設の管理上必要と認める場合は、当該施設の補修、改善等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 乙は、公共施設の土地に抵当権等の権利が設定されている場合はこれを抹消すること。
- 5 甲の管理に帰属する公共施設がある場合は、所有権移転に必要な登記嘱託書の書類を検査前に関係課に提出しなければならない。
- 6 排水路及び用排水路等施設に関しては、関係土地改良区及び地元と十分協議し、施工すること。
- 7 甲は公共施設の管理のため、公共施設の工事に関し、必要があるときは、乙に対して資料の提出、若しくは報告を求めることができる。
- 8 消防に必要な水利として利用できる施設は、消防法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る基準に適合しているものとする。
- 9 乙は交通安全施設、公園、広場、緑地、街灯施設 (電柱毎) 及びその他公共施設の工事に関しては、甲の指示により施工するものとする。
- 10 前各項の規定によりがたいとき、又は開発行為の内容に変更が生じたときは、その他特に定めがない事項については、その都度甲、乙で協議するものとする。
- 11 この協議の成立の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印